

電機連合

けんこう共済
けんこう共済アシスト



自転車保険
入っていますか？

自転車賠償保険の
加入義務化が進んでいるのは
ご存知ですか？



自転車保険を検討中なら

「日常生活サポート特約」

家族も補償

自転車保険としてもしっかり対応できます！

月々600円で賠償限度額 国内**無制限**
(国外3億円限度)

けんこう共済・けんこう共済アシストに
新規加入される方、すでに加入済みの方
が対象の特約です。
(日常生活サポート特約のみの加入はできません)



全国各地で加入義務化の自治体^(※1)が増えている自転車保険。
なぜなら、自転車事故に伴う高額賠償の事例が多発しているからです。
あなたの備えは大丈夫ですか？電機連合けんこう共済・けんこう共済アシスト
の「日常生活サポート特約」の賠償責任給付金なら、国内では1共済事故につき
無制限（国外は3億円限度）で補償され、しかも示談代行サービス付き。
さらに携行品損害給付金やホールインワン給付金がセットで**月々600円**！
この掛金で**ご家族も補償**されます！

^(※1) 自転車利用者へ保険加入を
義務付けている自治体

宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、
東京都、神奈川県、山梨県、長野
県、静岡県、愛知県、三重県、滋
賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、愛媛県、福岡県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県
千葉市、岡山市

出典：国土交通省(2021.4)

自転車事故の件数



およそ6分に1件の割合で
自転車事故が発生しています！

自転車乗用中の交通事故が**80,473件**
死傷者数は**78,982人**（2019年）



すべての交通事故の
3分の1以上は自転車
が関わっています！
そしてその割合は増
加傾向にあります…

高額賠償請求の事例



男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で
走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩
行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨
折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

判決認容額^(※2) **9,521万円**

ご存知でしたか？

被害者の死亡や大きな後遺障害が残ってしまう
重大な自転車事故が増加し、それに伴い加害者に
高額な賠償金が請求される判例が増えてきています。

(※2) 判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

「日常生活サポート特約」の自転車事故給付事例

組合員お子様（10代）

急に飛び出してきた子供（6歳）に自転車で接触。

治療費

給付額 **3,881,403円**

組合員本人（50代）

自転車で歩行者と接触。相手は足を骨折。

治療費・休業補償等

給付額 **2,969,188円**

組合員お子様（10歳未満）

自転車でバランスを崩し自動車に接触。

修理費・レンタカー代14日分

給付額 **261,455円**

組合員本人（20代）

自転車で軽自動車と衝突。当方過失50%だが、相手の損害額が大きいため下記支払い。

修理費

給付額 **123,750円**



「自分に限って…」と思っている方も多いかもしれませんが、自分や家族が加害者となり被害者に重大な損害を与えてしまった場合、ときには一生をかけて償っていくことになるのです…

「自分は自転車に乗らないから大丈夫」という方もぜひ！
「日常生活サポート特約」はその名の通り、
日常のさまざまなリスクから
あなたとあなたのご家族をお守りします！

賠償責任給付金	1共済事故につき 国内 無制限 ・国外 3億 円限度 (免責金額なし) ※示談代行サービス付(国内のみ)
携行品損害給付金	1共済事故につき 50万円 限度 (Yタイプ・AYCタイプは30万円限度) (1共済事故につき免責金額3,000円 ただし、損害額が3,000円超の場合、免責金額なし)
ホールインワン給付金	1回につき一時金 50万円 (キャディ同伴なしの場合は、ゴルフ場発行の ホールインワン証明書等があれば、一時金30万円)

※ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

買い物中
鞆が当たって
お店の物を
壊してしまった



滑って転び、
かけていた
メガネを
壊してしまった



マンションで
洗濯機の
排水ホースが
外れて階下に
水漏れ



ホールインワン
達成！お礼に
記念品…いろいろ
お金がかかって
大変



Yタイプ・AYCタイプには「賠償責任給付金」と「携行品損害給付金」が
あらかじめセットされています！詳細は電機連合けんこう共済・けんこう共済アシストの
パンフレットをご覧ください。

お問い合わせは所属の労働組合まで

〇〇労働組合〇〇支部
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

